

前文

障がいは、その人のからだやところにある機能の障がいと社会につくられているバリアの両方できつくり出されているものであるといわれている。この考え方を障がいの社会モデルといい、社会につくられているバリアを取り除くことがわたしたちの責任である。

全ての人がこれを理解し、これを取り入れ、社会につくられているバリアを取り除く行動をとることは、心のバリアフリーを広げる。心のバリアフリーを広げることは、障がいの有無にかかわらず、全ての人がお互いの人権及び尊厳を大切にし、共に支え合い、誰もが分け隔てなく生き生きとした人生を送ることができる共生社会の実現への第一歩となる。

そのためには、まず全ての市民が、障がいに対する理解を深め、適切な配慮について学び、それらを実践することにより、障がいを理由とする差別の解消に取り組み、誰もが平等に暮らせる方法を保健、医療、福祉、教育等の関係機関との連携を図りながら共に考え、社会の制度とそのあり方を見直していかなければならない。

わたしたちは、障がいのある人もない人も、お互いの人格と個性を尊重しあいながら、支え合い、学び、生き、共に安心して暮らせる愛ある社会を目指すため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、市、市民及び事業者の責務を定め、これらの者が相互に連携し、又は協力して障がいに対する理解を促進させ、その支援に取り組むために必要な事項を定めることにより、共に安心して暮らせる愛ある社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がい 身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む。)、難病その他の心身の機能の障がいをいう。
- (2) 障がい児者 障がい及び次号に規定する社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいう。
- (3) 社会的障壁 障がい児者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (4) 合理的配慮 障がいのある人もない人も等しく基本的人権を享有し、日常生活又は社会生活を営むために、障がい児者の求めに応じて必要かつ適切な現状の変更又は調整を行うことをいう。ただし、その実施に伴う負担が過重になるものを除く。

(5) 差別 障がい者を理由として、障がい児者でない者と比べて不当に取り扱い、若しくは取り扱おうとすること、合理的配慮をしないこと、又は障がい児者の権利を侵害することをいう。

(6) 事業者 市内で事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。

(基本的な考え方)

第3条 共に安心して暮らせる愛ある社会づくりの基本的な考え方(以下「基本的な考え方」という。)は、次のとおりとする。

(1) 全ての市民が等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるものであること。

(2) 障がい児者が社会を構成する一員として社会参加の機会を確保されるとともに、生涯を通じた教育、文化、スポーツ等で活動の場の充実が図られること。

(3) 地域社会において、災害時等を含め、障がい児者が自分らしく安全かつ安心して生活することができるようにすること。

(4) 障がい児者が生活する地域及び言語(手話を含む。)その他の意思の疎通のための手段の選択に係る機会の拡大が図られること。

(5) 障がいのある人もない人も相互にコミュニケーションを図り、交流の機会を拡充し、連携し、協力して、相互理解の促進に取り組むこと。

(市の責務)

第4条 市は、基本的な考え方にのっとり、障がいの種別、特性、年齢等に応じたニーズや実態を的確に把握し、障がいのある人もない人も共に安心して暮らせる愛ある社会づくりを推進する施策に取り組むものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本的な考え方にのっとり、市が実施する共に安心して暮らせる愛ある社会づくりを推進する施策に協力するように努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本的な考え方にのっとり、障がい児者が利用しやすいサービスを提供するとともに、働きやすい環境を整備し、市が実施する共に安心して暮らせる愛ある社会づくりを推進する施策に協力するように努めなければならない。

(差別の禁止)

第7条 何人も、障がい児者及びその家族に対し、差別をしてはならない。

2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障がい児者が現に存するときは、それを怠ることにより前項の規定に違反することとならないよう、その実施について、合理的配慮がなされなければならない。

(合理的配慮)

第8条 市長は、その事務又は事業の実施に当たり、前条第2項の規定を踏まえ、社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮をしなければならない。

2 市長は、前項に規定する事務又は事業のうち、次の各号のいずれかに該当するものの実施に当たっては、特段の合理的配慮をするものとする。

- (1) 教育、保育及び療育
- (2) 医療及びリハビリテーションの提供
- (3) 居住する場所の確保及び居住の継続に係る支援
- (4) 就労に係る相談及び支援
- (5) 意思の疎通及び不特定多数の者に対する情報の提供
- (6) 行事の開催における情報の提供及び通信
- (7) 移動の支援
- (8) 道路、建物その他の施設の整備及び管理
- (9) サービスの提供
- (10) 防災及び災害
- (11) 選挙

3 市民は、前条第2項の規定を踏まえ、社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮に努めなければならない。

4 事業者は、その事業の実施に当たり、前条第2項の規定を踏まえ、社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮をしなければならない。

(令6条例9・一部改正)

(施策の推進)

第9条 市長は、障がいのある人もない人も共に暮らしやすい社会づくりのため、次に掲げる施策を推進するものとする。

- (1) 障がいに関する広報、意識の啓発及び理解の促進
- (2) 子ども若者発達支援センターと特別支援学校その他関係機関の連携による障がい児者の就学、進学、就労等に係る継続した支援の充実
- (3) 障がい児者(医療的ケア児を含む。)の相談支援体制の充実
- (4) 関係者による協議の場の構築
- (5) 市民運動の促進

(相談)

第10条 市長は、障がい児者及びその家族その他関係者からの障がいを理由とする差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実に努めるものとする。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年3月22日条例第9号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。